



届出・証明・登録

各種の届出・証明・手続きは私たち町民の居住地や身分関係を明らかにするものです。お子様が生まれたとき、居住地に変更があった時などは必ず期間内に届け出てください。

転入届・転出届・転居届等

住民環境課 ☎998-2443

住居の異動や世帯の内容が変わったときは、必ず手続きをしてください。赤ちゃんの予防接種、小学校の入学、選挙、就職、印鑑証明、国民健康保険・国民年金の加入などは、住民基本台帳に登録されていることが必要です。また、これらの手続きは期間内に行わない場合、不利益を被る恐れがあります。



届出・証明・登録

届出の種類	届出期間	必要なもの	届出人
転入届 ※町外から八重瀬町への引っ越し	八重瀬町に住み始めた日から14日以内	1. 住民異動届(住民環境課窓口のカウンターにあります) 2. 転出証明書(前に住んでいた市区町村の役所で発行したもの) 3. 本人確認できるもの(運転免許証、在留カード等) 4. 通知カード・マイナンバーカード(該当者のみ) ※国外からの転入の場合 パスポート、戸籍謄本と戸籍の附票(本籍地が八重瀬町の場合は不要です)をご持参ください。転出証明書は不要です。	※届出義務者は本人または世帯員(本人または世帯員以外は委任状が必要です)
転出届 ※八重瀬町から町外への引っ越し	引っ越しする前後14日以内	1. 住民異動届(住民環境課窓口のカウンターにあります) 2. 本人確認できるもの(運転免許証等) 3. 印鑑登録証(登録している方のみ)又は通知カード・マイナンバーカード(該当者のみ)、住基カード(該当者のみ) 4. 国民健康保険被保険者証(該当者のみ) ※その他、行政サービスを受けられている方は各担当課までお問い合わせください。	
転居届 ※八重瀬町内で引っ越し	住み始めた日から14日以内	1. 住民異動届(住民環境課窓口のカウンターにあります) 2. 本人確認できるもの(運転免許証等) 3. 通知カード・マイナンバーカード(該当者のみ) 4. 国民健康保険被保険者証(該当者のみ) 5. 後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ) ※その他、行政サービスを受けられている方は各担当課までお問い合わせください。	※届出義務者は本人または新世帯員(本人または新世帯員以外は委任状が必要です。)
世帯変更届 ※世帯主の変更や世帯の合併、分離等	変更のあった日から14日以内 ※ただし、客観的な変更の日付が提示できなければ、届出日が変更日になります。	1. 住民異動届(住民環境課窓口のカウンターにあります) 2. 本人確認できるもの(運転免許証等) 3. 国民健康保険被保険者証(該当者のみ) ※その他、行政サービスを受けられている方は各担当課までお問い合わせください。	

※届出期間を過ぎた場合は早めの手続きをお願いします。

戸籍の届出

住民環境課 ☎998-2443

窓口において、婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届をする際には来庁者の本人確認を行いますので、運転免許証やパスポート、住基カード等顔写真入りの身分証明書を持参してください。

※戸籍の届出人とは届書の「届出人の欄」に署名、押印する方です。

— 告 白 —

土地・建物の調査・測量
表示登記・分筆・合筆
地目変更・公共用財産用途廃止
境界復元 その他

農地転用・除外申請
開発申請・道路位置指定申請
農地法申請手続
行政書士

土地家屋調査士
行政書士 **前原信一事務所**

TEL:098-998-1782 FAX:098-998-8082

有限会社 **前信**
代表取締役 前原 信一

TEL:098-998-8672 FAX:098-998-8082

沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 799 番地 1



24

八重瀬町 暮らしの便利帳

	届出の期間	届出人	必要なもの	届出の場所	注意事項
出生届	生まれた日から14日以内	●父または母 ※上記以外の方が届出をする際はお問い合わせください。	●出生証明書(病院で発行)及び出生届書 ※1枚の用紙になっています ●親子健康手帳 ●国民健康保険証(加入者) ●印鑑(届出人の認印)	次のいずれかの市町村 ●父母の本籍地 ●届出人の所在地 ●出生地	※命名は、常用漢字・人名漢字・ひらがな・カタカナを使用してください。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	●親族 ●同居人 ●家主、地主、家屋、土地の管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人	●死亡診断書又は死体検案書(病院で発行)及び死亡届書 ※1枚の用紙になっています ●印鑑(届出人の認印) ●国民健康保険証(加入者)	次のいずれかの市町村 ●死亡者の本籍地 ●届出人の所在地 ●死亡地	※火葬許可証明書を発行します。
婚姻届	任意(受理された日から効力が発生します)	婚姻する二人	●婚姻届書 ●戸籍謄本(二人分、本籍が八重瀬町の方は不要) ●夫婦(旧姓)の印鑑(認印) ●国民健康保険証(加入者) ●国民年金手帳(加入者) ※外国の方との結婚についてはお問い合わせください。	二人のいずれかの本籍地 二人のいずれかの所在地	※届書には証人2人(成年)の署名押印が必要です。 ※未成年者は父母または養親の同意書が必要です。 ※住所の異動がある方は住民異動届が必要です。
離婚届	任意(受理された日から効力が発生します) ※調停、裁判などの離婚の場合は離婚成立から10日以内	夫と妻 ※調停、裁判などの離婚の場合は申立人	●離婚届書 ●戸籍謄本(本籍が八重瀬町の場合は不要) ●届出人の印鑑(認印) ●国民健康保険証(加入者) ●国民年金手帳(加入者) ※調停、裁判などの離婚の場合は調停調書の謄本または裁判の謄本及び確定証明書	次のいずれかの市町村 ●夫妻の本籍地 ●夫妻の所在地	※協議離婚は証人2人(成年)の署名押印が必要です。 ※住所の異動がある方は住民異動届が必要です。
転籍届	任意(受理された日から効力が発生します)	戸籍の筆頭者及び配偶者	●転籍届書 ●戸籍謄本(他市町村へ転籍の場合のみ) ●筆頭者とその配偶者両方の印鑑(認印)	次のいずれかの市町村 ●届出人の本籍地 ●届出人の所在地 ●転籍地	※住所の異動がある方は住民異動届が必要です。
不受理申出書	届出の意思がないとき	申出者 ※本人確認あり	●不受理申出書 ●印鑑(認印)	●届出人の本籍地 ●届出人の所在地	※「離婚届」「離縁届」など双方の意思がととのわかない時に、届書が受理されるのを防ぐための申出書です。

その他に、「養子縁組届」「養子離縁届」「認知届」「分籍届」「氏名変更届」などがありますが、それぞれの届出や詳しい内容については、窓口へお問い合わせください。

戸籍・住民票などの各種証明

住民環境課 ☎998-2443

(手続きに必要なもの)

- 窓口に来る方の本人確認の為、運転免許証やパスポート、健康保険証等の身分証をご持参ください。
- 印鑑登録証明書の発行には、本人の印鑑登録証(カード)が必ず必要です。

証明等の種類	手数料	注意事項
住民票抄本(個人)・謄本(全員)	1通 300円	●本人、同一世帯員(元同一世帯員)の方以外は、前記の者からの委任状が必要です。
住民票除票	1通 300円	
住民票記載事項証明	1件 300円	
戸籍謄本(全部事項証明) 戸籍抄本(一部事項証明)	1通 450円	●本人、配偶者、直系血族以外の方は前記の者からの委任状が必要です。
除籍(謄本・抄本)	1通 750円	
改製原戸籍(謄本・抄本)	1通 750円	
戸籍の附票	1通 300円	
戸籍の記載事項証明	1通 350円	
身分証明書	1通 300円	●成人された方で本人以外の方が請求する際、本人からの委任状がなければ交付できません。

証明等の種類	手数料	注意事項
戸籍届書の記載事項証明書	1通 350円	●本籍地又は届出をした市町村役場にお問い合わせください。
戸籍届書の受理証明書	1通 350円 1通 1,400円[上賞紙]	●届出した市町村役場において届出人のみ交付可能です。
印鑑登録証明書	1通 300円	●本人の印鑑登録証が必要です。
住民票の間覧	1件 300円	●調査研究又は公共的団体の活動の中で、公益性が高いと認められる場合 ●事前にお問い合わせください。
不在住証明書	1通 300円	-
不在籍証明書	1通 300円	-
住民票の広域交付	抄本 1人 300円 (八重瀬町における手数料)	●一部を除く全国の市町村役場にて他市町村の窓口でも住民票(本籍省略のみ)が請求できます。詳しくは事前に住民環境課までお問い合わせください。 ●本人又は同一世帯の方のみ交付可能 ※受付時間は8時30分~17時まで



マイナンバーカードによる証明書交付について

▶自動交付機

証明書交付時間 平日 8時30分～20時
土・日・祝日8時30分～17時
(12/29～1/3を除く)

▶コンビニ交付

証明書交付時間 6時30分～23時

利用できるコンビニ:ファミリーマート、ローソン、セブンイレブン、株式会社イオン琉球



届出・証明・登録

印鑑登録 住民環境課 ☎998-2443

印鑑登録証明書について

印鑑登録証明書は、不動産登記、自動車登録、公正証書の作成など国民の権利・義務の発生などを伴う行為に広く利用されています。

▶受付窓口

平日:8時30分～12時、13時～17時15分
※12時～13時は登録業務は行っておらず、証明書交付は行っています。

▶登録できる方

- 八重瀬町内に住所登録をしている15歳以上の方(※成年被後見人は登録できません。)
- 登録できるのは原則本人です。

▶登録手数料 1件 400円

▶証明書手数料 1通 300円

▶登録手続きに必要なもの

- ①登録する印鑑(一人1個まで)※ただし、同一世帯内で同じ印鑑は登録できません。
 - ②官公署発行の顔写真付の身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住基カード(写真付)、在留カード等)
※有効期限内のものに限る
- 上記身分証がない方は、住民環境課までお問い合わせください。

マイナンバー制度 ～社会保障・税番号制度～

住民環境課 ☎998-2443

マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。

平成27年10月から国民に配布され、平成28年1月からは社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が開始されています。

<マイナンバーカードのメリット>

1. マイナンバーを証明する書類として活用できる。
2. 本人確認の際の身分証明として活用できる。

3. コンビニで各種証明書を取得できる。
4. 各種行政手続きのオンライン申請に活用できる。
5. 各種民間のオンライン取引利用や様々な行政サービス等をマイナンバーカードと一体化できる。

- 引っ越しの際はマイナンバーカード・通知カードの住所変更手続きも必要です。

公的個人認証サービス

住民環境課 ☎998-2443

公的個人認証サービスとは、インターネットを通じて安全・確実な行政手続き等を行うために、他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するための機能(電子証明書)を安価で提供するものです。

この公的個人認証サービスを利用することによって、ご自宅や職場などのパソコンから税の電子申告(e-Tax)や各種行政手続きを行うことができます。

詳しくは住民環境課窓口までお問い合わせください。

- ※電子証明書を利用する際は別途ICカードリーダーが必要が必要です。

広域行政窓口サービス

住民環境課 ☎998-2443

仕事や学業等のため、昼間お住まいの市や町で証明書等の交付が受けられない方のために、最寄の行政窓口(南風原町・南城市・豊見城市・八重瀬町・与那原町)で証明書等の交付を受けることができます。

※このサービスは「広域行政窓口サービス」に参加している5市町の住民以外は利用できません。また、戸籍謄本・抄本・戸籍の附票を請求される場合は5市町内が本籍の方に限りです。

※八重瀬町での交付窓口は役場住民環境課です。

▶受付時間

8時30分～17時(土日・祝日、慰霊の日、12月29日から翌年の1月3日までを除く)

交付できる証明書	申請できる方
●住民票の写し ※住民票の除票は除きます。	●本人及び同一世帯の方
●印鑑登録証明書	●本人 ※印鑑登録証を持参ください。
●戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) ●戸籍抄本(戸籍個人事項証明書) ●戸籍の附票 ※除籍及び改製原戸籍・附票はとれません。	●本人及び同一戸籍の方 ●戸籍の記載により現在、配偶者であることが確認できる外国人の方



各種証明書の交付を受ける場合は下記の本人確認書類が必要です。

●1点確認 (官公署が発行した写真付身分証明書のみ)	●運転免許証 ●マイナンバーカード ●パスポート ●在留カード ●住民基本台帳カード(写真付)
●2点確認が必要なもの (官公署が発行した身分証明書のみ)	●健康保険証 ●住民基本台帳カード(写真なし) ●年金手帳(年金証書) ●身体障害者手帳など

- 代理人による請求及び第三者からの請求は受付できません。
- 手数料は本籍地(戸籍謄本・抄本・戸籍の附票を請求される場合)又は住所地(住民票の写し・印鑑証明書を請求される場合)の各市町の手数料条例に基づく金額となります。

パスポート申請

住民環境課 ☎998-2443

受付窓口	八重瀬町役場 住民環境課
申請できる方	本町に住民登録がある方 本町に通勤又は通学をしている方(証明書が必要)
受付時間	【申請】 平日8時30分～16時 (12時～13時を除く) ※15時以降は翌日受付扱い 【受取】 平日8時30分～17時 (12時～13時を除く)
休業日	土日・祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)、 慰霊の日(6月23日)
必要な書類	一般旅券発給申請書、戸籍謄(抄)本、本人確認書類などパスポート規格の写真 など
手数料	10年旅券 16,000円(収入印紙14,000円、沖縄県収入証紙2,000円) 5年旅券 11,000円(収入印紙9,000円、沖縄県収入証紙2,000円) 12歳未満 6,000円(収入印紙4,000円、沖縄県収入証紙2,000円)
交付日数	申請から約2週間

※申請内容によって異なるため、住民環境課までお問い合わせください。



届出・証明・登録

具志頭出張所(南の駅やえせ内)における取り扱い業務 観光商工課 ☎998-2101

▶取り扱い業務

戸籍 住民票 印鑑	●戸籍の届出(出生届、婚姻届、離婚届、死亡届(埋火葬許可)、転籍届など) ●住民異動の届出(転入届、転出届、転居届など) ●印鑑の登録・廃止 ●各種証明書の交付(戸籍謄抄本、住民票謄抄本、戸籍の附票、印鑑登録証明書、身分証明書など)
税・料金	●税金の納付(固定資産税、町・県民税、軽自動車税、国民健康保険税) ●料金の納付(保育料、後期高齢者医療保険料、給食費、通学バス使用料) ●税証明書等の交付(課税証明、非課税証明、所得証明、評価証明、資産証明、公課証明、納税証明、固定資産税課税台帳、国民健康保険税納税証明、後期高齢者医療保険料納付証明) ●各税金・保険料等納付書の再発行(※)
国民健康保険	●国民健康保険の加入・喪失の届出(保険証は原則、後日受け取りとなります。)
その他	●重度心身障害者(児)医療費助成申請の受付 ●生活保護変更申請(傷病届)の受付

- ※1 納付書の再発行は即時納付のためのものです。納付相談を要するものなど、出張所で発行できない場合があります。
- ※2 住所異動や戸籍届出に伴う手続きで、転入学手続き、児童手当の申請、年金に関することなど出張所では取り扱いのない業務がありますので事前にお問い合わせください。

